

義務教育費国庫負担制度について

制度の基本的役割

○憲法の要請に基づき、義務教育の根幹(機会均等、水準確保、無償制)を国が責任をもって支える制度。

制度の概要

- 市町村が小中学校を設置・運営。
- 都道府県が市(指定都市除く)町村立学校の教職員を任命し、給与を負担。〔市町村立学校職員給与負担法〕
- 指定都市は設置する学校の教職員の任命、給与負担を一元的に行う。
- 国は都道府県・指定都市に係る教職員給与費の $\frac{1}{3}$ を負担。
〔義務教育費国庫負担法〕
- 国庫負担の対象は、校長、教諭、事務職員といった学校の基幹的職員。
(これらの職は〔学校教育法〕に規定)

公立義務教育諸学校の教職員の給与費(総額約4.5兆円)
(約68.8万人:小学校41.1万人、中学校23.1万人、特別支援学校4.6万人)



国庫負担金の算定方法

給与単価 × 国庫負担定数※ × $\frac{1}{3}$

(※標準法定数(基礎定数+加配定数)) ← 〔義務教育標準法〕

○公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律
(昭和三十三年法律第百十六号) (抄)

第九条 事務職員の数は、次に定めるところにより算定した数を合計した数とする。

一 四学級以上の小学校（義務教育学校の前期課程を含む。）及び中学校（義務教育学校の後期課程を含む。）並びに中等教育学校の前期課程の数の合計数に一を乗じて得た数

二 三学級の小学校（義務教育学校の前期課程を含む。）及び中学校（義務教育学校の後期課程を含む。）並びに中等教育学校の前期課程の数の合計数に四分の三を乗じて得た数

三 二十七学級以上の小学校（義務教育学校の前期課程を含む。）の数に一を乗じて得た数と二十一学級以上の中学校（義務教育学校の後期課程及び中等教育学校の前期課程を含む。）の数に一を乗じて得た数との合計数

四 就学困難な児童及び生徒に係る就学奨励についての国の援助に関する法律（昭和三十一年法律第四十号）第二条に規定する保護者（同条に規定する費用等の支給を受けるものに限る。）及びこれに準ずる程度に困窮している者で政令で定めるものの児童又は生徒の数が著しく多い小学校（義務教育学校の前期課程を含む。）若しくは中学校（義務教育学校の後期課程を含む。）又は中等教育学校の前期課程で政令で定めるものの数の合計数に一を乗じて得た数